

2025年5月

受益者の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PayPay投資信託インデックス 世界株式」の投資信託約款変更に係る  
書面決議結果のお知らせ

標記ファンド（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2025年4月1日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款変更の議案に係る書面決議を2025年5月14日付で行いました。

その結果、議決権を行使することができる受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たため、本議案は可決されました。これにより、当ファンドは予定どおり2025年8月12日を適用日として投資信託約款の変更を行うこととなりましたので、お知らせいたします。具体的な変更内容は、別紙の「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

以上

(別紙)

### 投資信託約款の変更に係る新旧対照表

(変更日：2025年5月19日 変更適用日：2025年8月12日)

変更部分は、                     (下線) で表示してあります。

新	旧
追加型証券投資信託 <u>インデックスオープン・世界株式</u> 信託約款	追加型証券投資信託 <u>PayPay 投資信託インデックス 世界株式</u> 信託約款
運用の基本方針	運用の基本方針
1. 基本方針 この投資信託は、 <u>MSC I オール・カンントリー・ワールド・インデックス (円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし) (以下「ベンチマーク」といいます。)</u> に連動する投資成果を目指して運用を行いません。	1. 基本方針 この投資信託は、 <u>FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス (配当込み、円ベース)</u> に概ね連動する投資成果を目指して運用を行いません。
2. 運用方法	2. 運用方法
(1) 投資対象 <u>「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「MSC I ジャパン・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、上場投資信託証券等に直接投資する場合があります。</u>	(1) 投資対象 主として、 <u>投資信託証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいい、この投資信託においては、上場投資信託証券とします。)</u> に投資を行いません。
(2) 投資態度	(2) 投資態度
①主として、 <u>「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券、「エマージング株式パッシブ・マザーファンド」受益証券、「MSC I ジャパン・インデックス・マザーファンド」受益証券 (以下、総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)</u> への投資を通じて、 <u>実質的に国内外の株式に投資を行ない、ベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行いません。なお、株価指数先物取引を利用する場合があります。</u>	① <u>投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界各国の企業の株式に投資を行ない、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス (配当込み、円ベース) に概ね連動する投資成果を目指して運用を行いません。</u>
(削 除)	② <u>運用実績等を勘案した上で投資信託証券の選定等を行いません。</u>
② <u>マザーファンド受益証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。</u>	③ <u>投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。</u>
③ <u>実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</u>	④ <u>外貨建資産 (投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。)</u> については、 <u>原則として為替ヘッジを行いません。</u>
④ <u>市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</u>	⑤ <u>市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</u>
(3) 投資制限	(3) 投資制限
① <u>マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</u>	(新 設)
② <u>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</u>	① <u>株式への投資割合には、制限を設けません。</u>

<p>③投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④～⑤（省 略）</p> <p>⑥外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>⑦（省 略）</p>	<p>②投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>③～④（同 左）</p> <p>⑤外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>⑥（同 左）</p>
<p>（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、<u>みずほ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p> <p>②～④（省 略）</p> <p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条（省 略）</p> <p>②～④（省 略）</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。</p>	<p>（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）</p> <p>第1条 この信託は、証券投資信託であり、<u>PayPayアセットマネジメント株式会社</u>を委託者とし、<u>みずほ信託銀行株式会社</u>を受託者とします。</p> <p>②～④（同 左）</p> <p>（受益権の申込単位および価額）</p> <p>第13条（同 左）</p> <p>②～④（同 左）</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。</p>
<p>（有価証券および金融商品の指図範囲等）</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として、<u>アセットマネジメントOne株式会社</u>を委託者とし、<u>みずほ信託銀行株式会社</u>を受託者として締結された<u>外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、MSCIジャパン・インデックス・マザーファンド</u>（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を含む次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。</p> <p>（省 略）</p> <p>②～③（省 略）</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下、同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>（有価証券および金融商品の指図範囲等）</p> <p>第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>（同 左）</p> <p>②～③（同 左）</p> <p>④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下、同じ。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。</p>

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 33 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 34 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(信託事務等の諸費用)

第 40 条 (省 略)

② 前項に定める諸費用のほか、信託財産の財務諸表の監査に要する費用 (消費税等に相当する額を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(削 除)

(新 設)

(有価証券売却等の指図)

第 33 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 34 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(信託事務等の諸費用)

第 40 条 (同 左)

② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用 (消費税等に相当する額を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
2. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用 (これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
3. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用 (これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
4. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用 ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
5. 信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

(削 除)

- ③ 前項の諸費用は、第 41 条第 2 項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 9.99 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②～③ (省 略)

(信託契約の一部解約)

第 46 条 (省 略)

②～④ (省 略)

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約請求の受付を取り消すことができます。

⑥ (省 略)

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 10 億口を下ることとなった場合もしくは M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス が改廃されたとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②～⑤ (省 略)

(公告)

第 57 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

- ④ 前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。

- ⑤ 前項の場合において、第 2 項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、第 41 条第 2 項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 5.2 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

②～③ (同 左)

(信託契約の一部解約)

第 46 条 (同 左)

②～④ (同 左)

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ (同 左)

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 10 億口を下ることとなった場合もしくは F T S E グローバル・オールキャップ・インデックス が改廃されたとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②～⑤ (同 左)

(公告)

第 57 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

公告アドレス

<https://www.paypay-am.co.jp/notification/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

1. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項および第 46 条第 1 項の「別に定める日」は次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

香港の銀行の休業日

香港証券取引所の休業日

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、官報に掲載します。

1. 別に定める日

約款第 13 条第 1 項および第 46 条第 1 項の「別に定める日」は次のものをいいます。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日